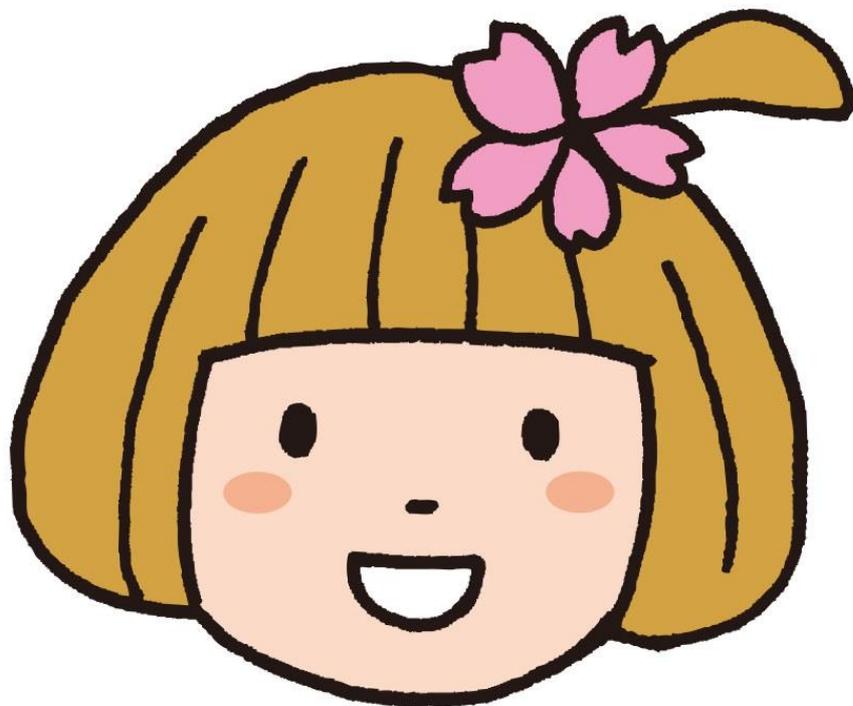


宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」

使用マニュアル



宿毛市

◆はじめに

この使用マニュアルは、宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」を正しく使用していただくために、デザインに関する基本的なルールをまとめたものです。

「はなちゃん」が多くの皆様に愛されるキャラクターになるよう、積極的な活用をお願いいたします。

◆はなちゃんについて



<プロフィール>

名 前 さくら はな

誕生日 3月22日

年 齢 7歳

血液型 O型

趣 味 自然の中で遊ぶこと

『温暖な気候で桜の開花が早い宿毛市』で生まれた、桜が大好きな女の子♪

好きな食べ物は桜もち。ピンクの服と桜の形の髪飾りがお気に入り。大好きな宿毛のことをもっといっぱいの人に知ってもらうのが夢。

◆使用上の注意

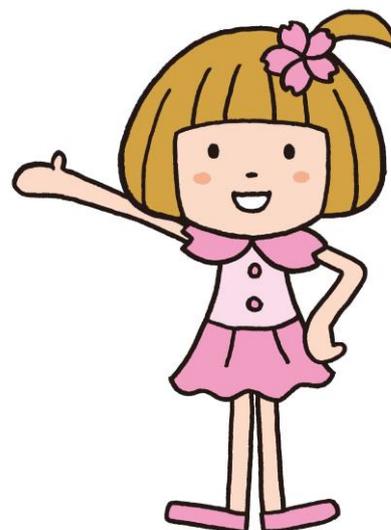
「はなちゃん」に関する著作権は宿毛市に帰属しており、デザイン及びデータを無断で複製・二次的使用等することはできません。

「はなちゃん」を使用する場合、下記①～④以外は必ず事前に使用申請をおこない、市の許可を得てください。

申請者	使用申請
①個人又は家庭内（ <u>営利を目的としない</u> ）	不要
②市の機関	
③市内の学校等（教育の目的）	
④報道機関（報道及び広報の目的）	
上記①～④に該当しない場合	必要

* 使用申請・使用方法等に関しては、『宿毛市マスコットキャラクター「はなちゃん」使用取扱要綱』をご参照ください。

申請対象でない方も、イラストの使用に関する注意事項を必ず守り、正しく使用してください。



宿毛市のはなちゃん

◆使用許可の制限

次に該当する場合は、使用を許可いたしません。

- ・ 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- ・ 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
- ・ 特定の個人、団体、政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業に利用する場合
- ・ 市の事業または市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがある場合
- ・ 市の品位を損なうおそれがある場合
- ・ キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合
- ・ このマニュアルの不適當のデザインの使用方法に該当する場合
- ・ 自己の商標、意匠等として独占的に使用されるおそれがある場合
- ・ 市の事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条第1号から第8号のいずれかに該当する場合
- ・ その他、市長が使用について不適切であると認めた場合

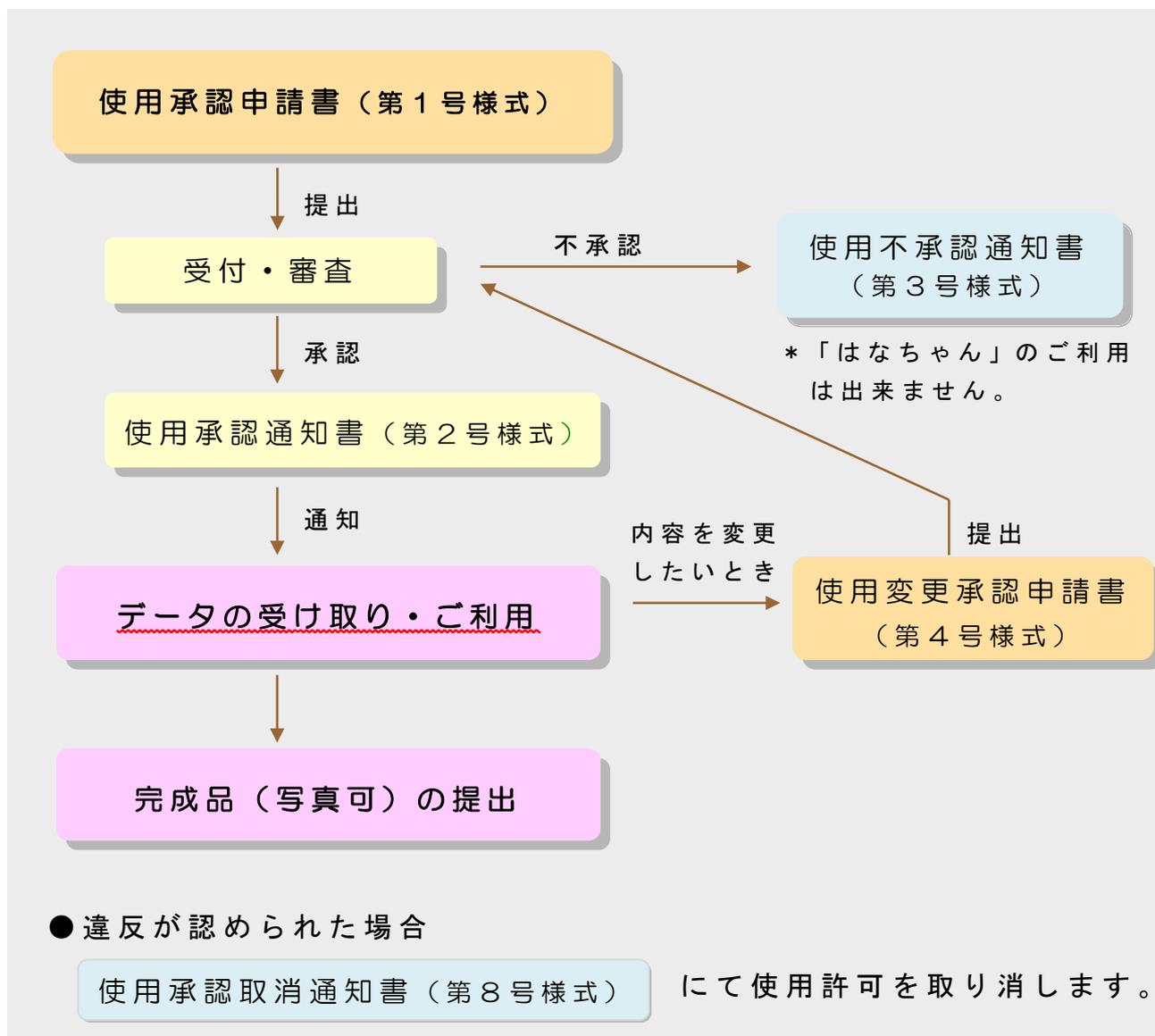
◆責任の制限

* 「はなちゃん」の使用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、宿毛市は一切の責任を負いません。

* 使用許可は、宿毛市が著作権を有する「はなちゃん」を使用することを許可するものであり、使用承認通知を受けた者に何らかの権利が発生するものではありません。

◆使用許可申請の手続きの流れ

以下の手順に従い、使用承認申請の手続きと承認を受けてください。



* 受付後の審査には時間がかかります。使用の2週間前には提出してください。

●使用承認期間

⇒承認日から起算して1年を経過する日以降の最初の3月31日まで

●期間満了後も引き続き使用する場合

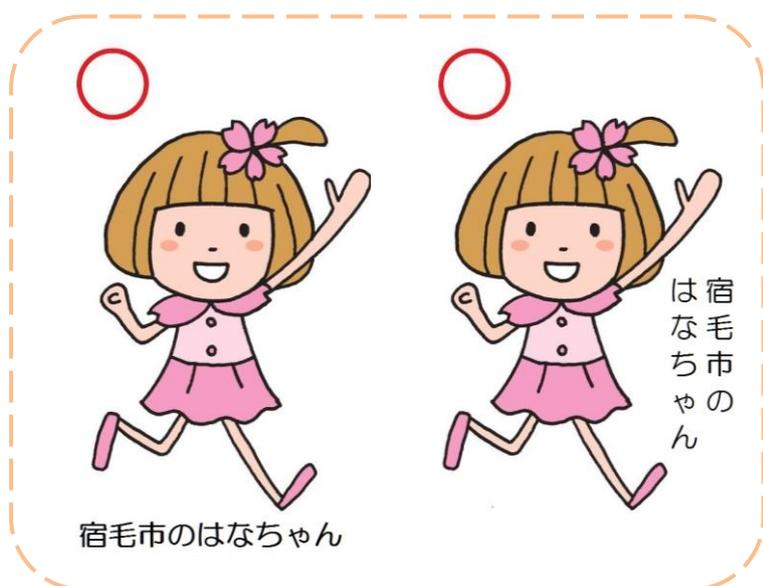
⇒期間満了前に再度使用の申し込みを行ってください。

◆イラスト使用のルール

「はなちゃん」のイラストの使用に関しては、以下の事項を厳守してください。

1 「はなちゃん」を使用する際には、イラストの近傍に必ず『宿毛市のはなちゃん』の名称を表記すること。

・「宿毛市のはなちゃん」の書体は「丸ゴシック」を使用してください。



*イラストにかぶらないよう配置してください。

2 指定色以外を使うなど、イラストの色を変えないこと。

・指定色以外の色は使用しないでください。



指定色は10ページを参照してください。

3 縦横の比率やバランスを変えるなど図形を変形・反転をさせないこと。

・拡大・縮小しての使用は構いません。



変形



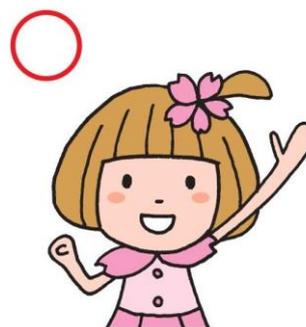
反転

4 デザインの一部を変更するなど、デザインの省略・改造・切り取り・付加をしないこと。

・ただし、上半身のみ使用などイラストの一部を変更しない切り取りはかまいません。



リボンをとるなどの
絵柄の一部の切り取り



上半身のみの使用

5 他の図形や文字を重ねての使用はしないこと。

- ・ただし、手に商品（特定商品でないもの）を持たせる行為、写真との合成は構いません。



文字を重ねない



図形を重ねない



手に物を持たせる



写真との合成

<はなちゃんに持たせてもよいもの>

* 一般的なもの（特定の商品情報でないもの）

○例：文旦、ハマチ、ボール等特定できないもの

×例：商品名／商品画像／企業名／企業ロゴの入ったもの

6 「吹き出し」言葉を使うことは可能です。

- ・ 特定の商品・企業を推奨する表現は出来ません。
- ・ はなちゃんの吹き出しの言葉として適切でない内容と判断した場合はお断りすることがあります。



一般的なもの
(特定の企業等ものでないもの)



商品名・企業名等

7 特定の個人や団体、商品のPRにつながるような表現は出来ません。

- ・ イラストの付近に イメージを損なうような言葉、特定の個人、政党 もしくは 宗教団体をPRするような使い方は出来ません。



◆ 名称の使用について

会社名や商品名などに「はなちゃん」を直接利用することは出来ません。

ただし、パッケージに「はなちゃん」を利用していることを表示することは可能です。

(例)『はなちゃんの”一般的な商品名”』

商品の特徴(柄、形等の客観的な事柄に限る)の説明等

(具体例) パッケージにはなちゃんの形や柄が利用されている場合

×使用が出来ない例

- ・ はなちゃん小夏
- ・ はなちゃんTシャツ
- ・ はなちゃん消しゴム
- ・ はなちゃん緑茶
- ・ はなちゃんの[特定商品名]

○使用が認められる例

- ・ はなちゃんの小夏
- ・ Tシャツ(はなちゃんバージョン)
- ・ はなちゃん柄のTシャツ
- ・ はなちゃん型消しゴム
- ・ 緑茶(はなちゃんパッケージ)
- ・ [特定商品名](はなちゃん版)

* 「はなちゃん」は、宿毛市のキャラクターとしてあくまで中立ですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方は出来ません。

その他、イラストや名称の使用に関して、判断がつかないなどご不明な点がございましたら、宿毛市企画課までお問い合わせください。



宿毛市のはなちゃん

◆ 指定色について

「はなちゃん」の色を変更することは出来ません。このマニュアルで示している指定色での利用となります。

* 指定色のない部分は、白色を使用すること。

< カラー表示 >

① ■ K100

② ■ C20,M40,Y80

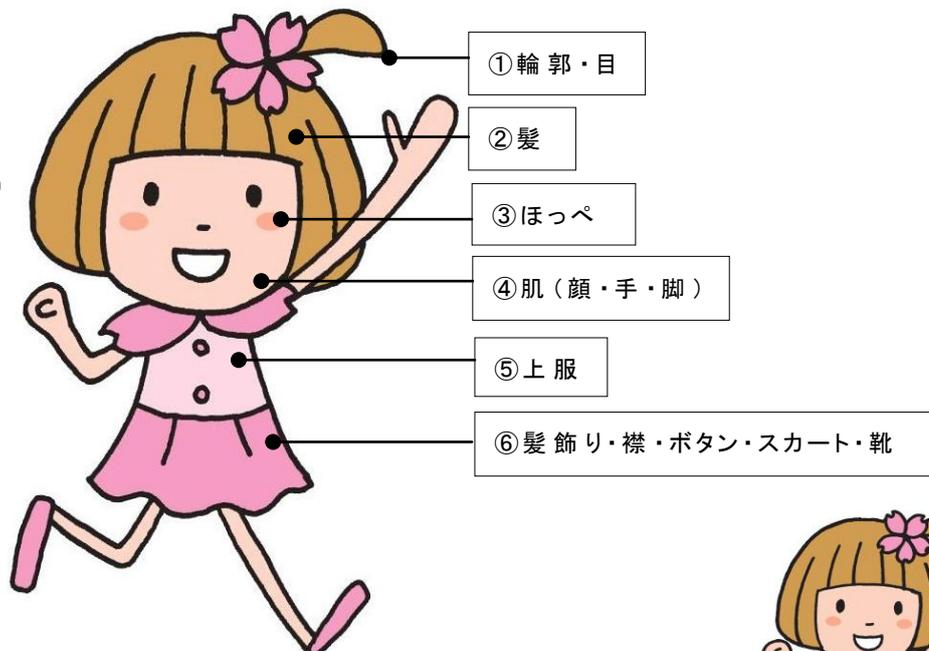
③ ■ M40,Y40

④ ■ M20,Y20

⑤ ■ M20

⑥ ■ M50

⑦ ■ M75



運動着バージョンは、袖・ズボンが⑥、
文字『はなちゃん』が⑦・その他は上記イラストと一緒に♪

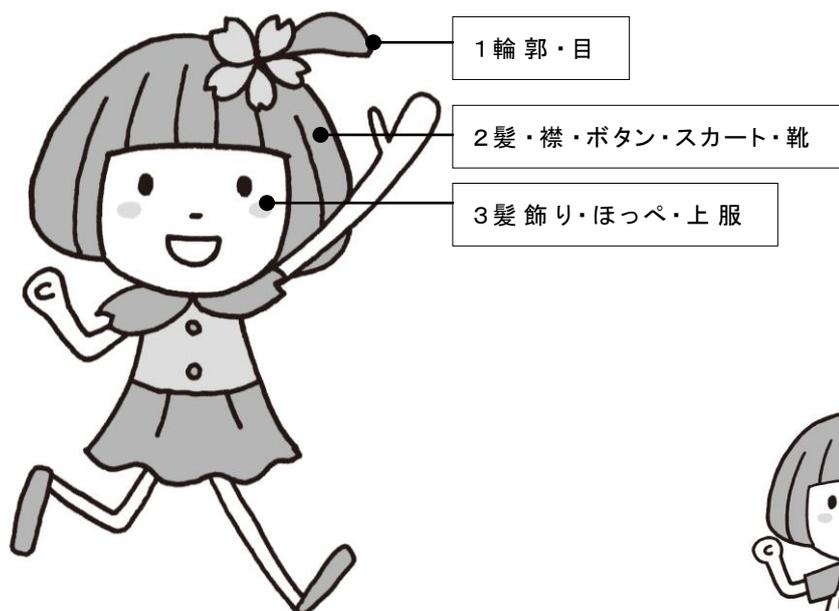


< モノクロ表示 >

1 ■ K100

2 ■ K40

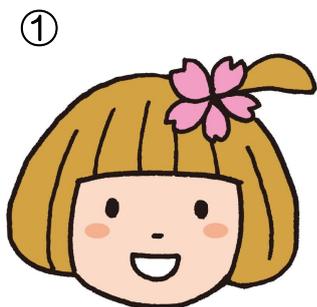
3 ■ K20



運動着バージョンは、袖・ズボンが2、
文字『はなちゃん』が1、その他は上記イラストと一緒に♪



◆イラストバリエーション（カラー）



◆イラストバリエーション（モノクロ）





【お問い合わせ・申請先】
宿毛市企画課政策企画係

〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号

Tel:0880-63-1118

Fax:0880-63-0174